

令和8年度 幼稚園型一時預かり事業実施園における 預かり保育料補助金交付認定申請・請求について オンライン申請ができます

請求締切日

(郵送の際は令和9年4月16日消印分まで受付いたします。)

- ・令和8年4月～6月利用分…令和8年7月31日(金)
- ・令和8年7月～9月利用分…令和8年11月6日(金)
- ・令和8年10月～12月利用分…令和9年1月29日(金)
- ・令和9年1月～3月利用分…令和9年4月16日(金)

令和8年度利用分の請求申請は令和9年4月17日(土)以降
受付できませんので予めご了承ください。



幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付の対象となる方は以下のとおりです。

- 1 市内の「地域型保育事業等(※)卒園していること。
- 2 地域型保育事業等を卒園後最初の4月1日時点で新2号の認定を受けていること。
- 3 地域型保育事業等を卒園後最初の4月1日時点で川崎市幼稚園型一時預かり事業を実施している
川崎市内の幼稚園・認定こども園に入園すること

※小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域枠のみ)、2歳児までの認可保育所

手続き方法

- 1) 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付認定申請フォーム

以下のURL 又は右記の二次元コードを読み取っていただくと申請フォームにアクセス

<https://logoform.jp/form/FUQz/142302>



- 2) 幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付請求フォーム

以下のURL 又は右記の二次元コードを読み取っていただくと請求フォームにアクセス
することができます。【最終受付日：令和9年4月16日(金)】

<https://logoform.jp/form/FUQz/144426>

最終受付日の翌日以降は請求申請を受け付けできません。予めご了承ください。



●幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金についてご不明な点は
川崎市幼保無償化事務センター(電話 044-246-2025 平日 10:00～19:00)までお問合せください。